

発達障害児を取り巻く現状

二重 佐知子 津田 芳見 田中 淳一

The current situation regarding children with developmental disabilities

Sachiko Nigara, Yoshimi Tsuda, Junichi Tanaka

姫路大学看護学部紀要

第10号

平成31年 3月31日発行

発達障害児を取り巻く現状

二重 佐知子^{*1} 津田 芳見^{*2} 田中 淳一^{*3}

The current situation regarding children with developmental disabilities

Sachiko Nigara^{*1}, Yoshimi Tsuda^{*2}, Junichi Tanaka^{*3}

要旨

発達障害者支援法が制定され、発達障害の早期発見と支援、特別支援教育は国及び地方公共団体の責務として位置づけられ、様々な取り組みが行われるようになってきた。市町村が実施主体である乳幼児健診では、発達障害への早期発見に取り組み、専門機関との連携などを実施している。また、児童福祉法で定められている支援サービスの利用数の増加は顕著であり、それに占める発達障害児の割合は、2割以上となっていた。そして、乳幼児期の子育てに重要な位置を占める保育サービスにおいては、全国の保育所の6割以上が障害児を受け入れているという現状があり、保育所は、発達障害の早期発見・支援に関して、その重要性や必要性を増してきていることが考えられる。

発達障害児の支援を考える上で、最も重要な援助者である母親においては、同年代の子どもを持つ母親より、日々の子育てにストレスを感じ、劣等感や抑うつ感が高い。しかし、保護者の父母等からの育児に関する協力が、育児ストレスの軽減に有効な場合があり、発達障害児への支援には祖父母等の家族の協力が重要であることが示された。

キーワード：発達障害児、支援、保護者

Abstract

With the establishment of the Act on Support for Persons with Developmental Disabilities, the early detection of and support for children with developmental disabilities and the provision of special education for children with additional needs became viewed as the primary responsibility of the national and local public organizations, and various related approaches have been implemented. At infants' health checkups conducted by local authorities, the early detection of developmental disabilities has been promoted in cooperation with specialized institutions. There has been a marked increase in the number of people using support services specified by the Child Welfare Act, among which more than 20% of users were children with developmental disabilities. With regard to child day care service, which is an important component of early childhood care, more than 60% of childcare facilities have accepted children with developmental disabilities, suggesting that the increasing need and importance of early detection and support for such children have been recognized by the facilities.

Mothers of children with developmental disabilities, who are the key persons to examine the support for such children, were reported to experience stress due to day-to-day care of their children along with a marked feeling of inferiority and depression, compared with mothers with children of the same age. However, childcare support from their grandparents has reduced their stress in some cases, showing the importance of cooperation from their family, such as grandparents, to support children with developmental disabilities.

Keywords : children with developmental disability, support, family

1. 発達障害児について

*1：姫路大学看護学部

*1：Himeji University School of Nursing

*2：徳島赤十字ひのみね総合医療センター

*2：Japanese Red Cross Tokushima Hinomine Rehabilitation Center for People with Disabilities

*3：鳴門教育大学

*3：Naruto University

わが国の障害者施策の総合的推進は、1970年に制定された心身障害者対策基本法の中で示され、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とされた。同法において障害者の定義は、「身体障害、精神薄弱又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期に

わたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。」であった(内閣府, 2013)。しかし、自閉症などの発達障害は、知的障害をあわせ持たない限り支援の対象とされず、本人や保護者らは、「制度の谷間」と形容され、必要な支援を得ることが難しい状況におかれていた。そのような中、発達障害への関心が高まるとともに、支援の必要性についても認識され、2005年4月より発達障害者支援法が施行された(中山, 2006)。発達障害の定義は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされている(厚生労働省, 2005)。

発達障害者支援法の制定には、学校教育現場での発達障害児の存在が、大きな影響を与えた(滝村, 2006)。学校教育現場では小・中学校等に在籍する注意欠陥／多動性障害(ADHD)児、高機能自閉症児など特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応が求められるようになり、2002年2月に文部科学省は、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を明らかにするため全国実態調査を実施した。その結果、知的には遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示すと担任教師が回答した児童生徒は、6.3%とされたのである(文部科学省, 2003a)。この結果を受け、これまで障害の種類や程度に応じて盲・聾・養護学校などで分離別学の形で教育を行っていた「特殊教育」から「特別支援教育」へ方向転換し、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害、注意欠陥／多動性障害(ADHD)児、高機能自閉症を含めた障害のある児童生徒へ適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこととなった(文部科学省, 2003b)。

2. 発達障害の早期発見と支援について

発達障害者支援法では、国及び地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見、早期支援を行うことが重要であるとされている(厚生労働省, 2005)。しかしながら、高機能広汎性発達障害児、学習障害などの軽度の発達障害児は、幼児期には診断がついていない場合が少ないとは言えず、学齢期に問題が顕在化し、心身症、不登校、不安障害、気分障害などさまざまな二次障害や不適応状態になることもまれではない(郷間ら, 2008)。幼児期からの早期発見を図るため、発達障害者支援法では、「市町村は母子保健法に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない」とされている。母子保健法に規定する健康診査とは、乳幼児健康診査であり、

同法で定められている対象月齢は1歳6か月、3歳である。日本臨床心理士会(2014)は、2012年に全国の1,917市町村に、乳幼児健康診査について調査を依頼し、1,006の市町村より回答を得た。その結果、乳幼児健康診査で「要観察」、「要精密」の判定のうち、発達・行動に問題があった割合は、1歳6か月児健康診査では11%、3歳児健康診査では10%であった。発達・行動に問題があったとされた主な判定理由は、1歳6か月児、3歳児ともに、「言語発達」、「多動などの行動」、「精神発達」、「社会性」、「癖・振る舞い」、「痲癩・性格」、「生活習慣」、「愛着関係」であった。また、95%の市町村が、「要観察」、「要精密」の判定を受けた後のフォロー体制として、他機関との連携を行っていた。その連携機関として最も多く選ばれていたのが保育所であり、次いで医療機関、公的療育機関であった。総務省(2017)は、2017年に「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果報告書」を示し、その中で乳幼児健康診査において発達が疑われた児童に対する市町村の対応について、①保健師、臨床心理士等の心理職の訪問又は相談を実施しているものが99.1%、②ことばの教室等の言語指導に係る教室や、自立支援のための指導等を行う療育教室等を開催しているものが78.3%、③医療機関・療育機関の紹介を行っているものが97.8%、④児童発達支援センター(地域の障害児支援の専門通所施設であり、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行う)等を紹介しているものが70.0%であったことを報告した。

厚生労働省(2015a)によると、2011年において在宅で生活している18歳未満の障害児数は約21.5万人(推計値)であり、18歳未満人口(約2034万人)の1.1%であった。障害児支援サービスの近年の動向については、2012年に児童福祉法が改正され、障害児通所系サービス及び障害児入所系サービスは、いずれも児童福祉法に一本化された。現行の障害児通所系サービスは、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援の4種類である。児童発達支援は、「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う」ものであり、2012年の利用児童数は47,074人であったが、2014年では75,011人に増加した。放課後等デイサービスは、「授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う」ものであり、2012年の利用児童数は53,590人であったが、2014年では88,360人に増加した。医療型児童発達支援は、「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う」ものであり、2012年の利用児童数

は2,797人であったが、2014年では2,451人に減少した。保育所等訪問支援は、「保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う」ものであり、2012年の利用児童数は412人であったが、2014年は1,633人に増加した（厚生労働省、2015a）。

障害児通所系サービスでは、児童発達支援と放課後等デイサービスの利用児童数の顕著な増加が示されている。発達障害児の利用状況に関して、2014年に日本知的障害者福祉協会が全国の児童発達支援センター277か所に調査を依頼し、172か所から回答を得た結果、利用契約児童の障害別状況では、発達障害（広汎性発達障害、注意欠陥・多動性障害、学習障害とする）が22.1%であったことを報告した（公益財団法人日本知的障害者福祉会、2016）。また、峯川（2017）は、大阪市内の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所288か所に調査を依頼し192か所から回答を得た結果、発達障害児を受け入れている事業所は180か所であり、登録児童数に対する発達障害児の割合は、未就学児で80%、就学児で70%を占めていたことを報告した。総務省（2017）は、自閉症、学習障害、注意欠陥／多動性障害（ADHD）児の児童生徒数において、2006年に比べ2015年は6.1倍に増加していることを示しており、このことが障害児通所系サービスの利用の増加に繋がっているのではないかと考える。医療型児童発達支援の利用が減少しているのは、適応訓練等は児童発達支援センター等の施設においても実施している現状があり、このことが利用減少に影響している可能性があると考えられる。保育所等訪問支援の増加は著しく、保育所における障害児支援の増加を示唆している可能性があると考えられる。

3. 発達障害児および障害児への保育所による保育サービスについて

2013年の全国の保育所の数は24,038であり（内閣府、2014）、そのうち、障害児を受け入れている保育所の数は15,087と6割以上の保育所が障害児を受け入れていた（厚生労働省、2015b）。郷間ら（2008）は、医師による診断はないが保育の指導上困難を抱える「気になる子」は、診断を受けている障害児に比べ約3.5倍在籍していたことを報告した。さらに、平澤ら（2005）は、保育所に通所している子どもにおいて、診断のない子どもは診断のついている子どもの約3倍であったことを報告した。

保育所に関係する障害児支援サービスとして、保育所等訪問支援がある。利用にあたっては、保護者が市町村に申請をするもので、対象は、児童福祉法に定め

る「障害児」であり、保育所等の施設に通い、集団での生活や適応に専門的支援が必要としている（厚生労働省、2016）。児童福祉法に定める「障害児」とは、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神障害のある児童（発達障害者支援法《平成16年法律第167号》第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病があつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令に定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。」である。なお、「障害児」の認定にあたっては医学的診断や障害者手帳の有無は問わないとされている（厚生労働省、2016）。児童指導員（障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する者）、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等の集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者が保育所で訪問支援を行う。支援内容は子どもに対して直接、発達支援を行うことと、保育士等のスタッフの関わり方や活動の組み立て方などを教示する。障害のある子どもの発達支援は、これまで施設又は事業所という特別な場所において通所又は入所という形で提供されてきたが、発達上の課題が、家族や個別対応では問題が見えにくく、通所支援に至らないことが多い。しかし発達上の課題が保育所等の集団場面で気づかれることが多いため、保育所等訪問支援が障害児支援サービスとして位置づけられた（厚生労働省、2016）。このサービスの利用者は、2011年から2014年にかけて2倍以上にも増加しており、保育所における集団場面での直接支援が、子どもの早期発達支援としてニーズが高まっていることが示されている。

乳幼児健康診査後のフォロー機関として、多くの市町村が保育所と連携している（臨床心理士会、2014）。松山（2006）は、保育所における保育士の7割以上が、軽度発達障害児の保育経験があることを認識しており、このため、保育士の多くは、軽度発達障害児に接した体験を踏まえて、その不適応行動について理解していると述べており、このことが連携をする理由の1つと考えられる。さらに乳幼児健康診査では、発達障害の早期発見には限界があり、その理由として、乳幼児健康診査の環境と時間の制約のため、発達障害の特性である相互的な社会関係性とコミュニケーションの質的障害を見抜くことが困難であるとされている（小枝ら、2007）。しかし、前田ら（2010）は、保育士は日常生活の場で乳幼児を保育しながら観察しており、早期発見に大いに貢献できると述べている。

これらのことから、近年、保育所は、発達障害の早期発見・支援に関して、その重要性や必要性が増して

きており、保育士は、発達障害児への認識や、経験、観察力などのスキルが高くなっていると考えられる。

4. 発達障害児の保護者の育児ストレス・育児不安、および就労について

発達障害者支援法において「都道府県及び市町村は、発達障害者の支援に際しては、家族も重要な援助者であるという観点から、発達障害者の家族を支援していくことが重要である。特に、家族の障害受容、発達支援の方法などについては、相談及び助言など、十分配慮された支援を行うこと。また、家族に対する支援に際しては、父母のみならず兄弟姉妹、祖父母等の支援も重要であることに配慮すること。」とされており、家族支援の重要性を謳っている（厚生労働省、2005）。本稿では、発達障害児の支援を考える上で、最も重要な援助者としての母親について、その育児ストレス・育児不安、および就労などについて述べる。

わが国では少子化や核家族化の進展、地域社会との希薄化、働く女性の増加、等により家族を取り巻く環境は大きく変化している（宮壽、2009）。さらに障害児を養育する家族においては、児の障害の種類や重症度、必要とするケアによっても異なるが、心理的、身体的負担が大きいとされる（久野ら、2006）。特に母親の育児ストレスに関する研究の報告は多い。

医学中央雑誌web版（ver.5）を用いて、2016年9月5日現在において、2011年から2016年までの5年間に発表された国内の文献を、抄録があるものを選んで、「障害児」、「母親」、「育児ストレス」のキーワードで検索した。その結果、50件の文献が該当した。その内、23件が発達障害児に関するものであった。杉山（2007）は、発達障害の特徴として、大きく、「認知（周りの世界を知り、理解すること）」、「学習能力（文字を読む、書く、計算するといった能力）」、「言語能力（言葉の発語や理解）」、「社会性（他人の気持ちを読むこと、人との付き合い方や社会のルールの習得）」、「運動（歩く、走るといったからだ全体の運動）」、「手先の細やかな動き」、「注意や行動のコントロール」の7側面の発達に障害があると述べている。これらの障害は、集団生活でのトラブル、対人関係障害（年齢相応の友人関係を築けない）、障害に起因する様々な行動上の問題、等を呈し、養育上の困難を感じる事が多く、親はストレスフルな状態になることが考えられる。それに加えて、障害受容、将来への不安などの心理的負担が大きいことも考えられる。

永田ら（2013）は、発達に大きな遅れはないものの、落ち着きのなさややりとりの難しさがある自閉症スペクトラム障害が疑われる2歳児の母親51名と、同じ地

域に住む同年代の子どもをもつ母親48名（統制群）を対象に、抑うつと育児ストレスについて調査した結果、自閉症スペクトラム障害が疑われる児の母親は、抑うつが強く、育児ストレスも高いことを明らかにした。夏堀（2001）は、自閉症の母親とダウン症の母親が、子どもの障害を受容するまでに体験する苦悩や葛藤の種類を調査した結果、「現実否認」、「苦悩・絶望感」、「育児不安」、「親としての劣等感」、「葛藤、混乱」、「育児に焦る」という思いがあることを明らかにした。さらに、発達障害児を養育する保護者は、日々の子育てを通じて、ストレスを感じ、劣等感や抑うつ度が高まる可能性が示唆されている。しかし、山田（2010）は、療育機関に通う自閉症スペクトラム児を持つ母親の育児ストレスについて、自分の父母及び配偶者の父母の育児に関する協力が、母親の育児ストレスの軽減に有効であることを明らかにした。また、Margettsら（2006）は、祖父母は親の主要な支援者と見なされるべきであると述べ、Barryら（2008）は、発達障害児の母親の育児ストレスは、非難や拒絶されることなく、父方母方祖母から、自尊心を高めるサポートやポジティブな情緒的サポートにより軽減することを示した。

丸山（2013）は、障害児の母親の就労と祖父母による援助について、59人の母親を対象として、祖父母による援助の実態をインタビュー調査した。その結果、障害児の母親の就労が、祖父母による援助に強く依存している実態を示した。さらに、障害のある子どもの預かりや送迎などを行う祖父母が多く、そのような祖父母による援助がなければ、就労が大きく制約されるとしている。しかし、子どもが成長するにともなって、当然ながら祖父母も年齢を重ねるため、多くの場合に、祖父母が担える役割が縮小する。そのため、祖父母が若いときには、援助を受けて母親が就労できても、祖父母の状態の変化によって、母親の就労が極めて困難になることもインタビュー調査の中で示されていた。また、医療機関や療育機関に通う必要がある場合、時間を要したり、送迎等の負担が発生し、保護者が就労している場合は、特に負担が大きくなる可能性がある。

5. 結語

発達障害者支援法が制定され、発達障害の早期発見と支援、特別支援教育は国及び地方公共団体の責務として位置づけられ、様々な取り組みが行われるようになってきた。そして近年、支援サービスの利用数の増加は顕著であり、それに占める発達障害児の割合は、2割以上となっていた。また、乳幼児期の子育てに重

要な位置を占める保育サービスにおいては、全国の保育所の6割以上が障害児を受け入れているという現状があり、保育所は、発達障害の早期発見・支援に関して、その重要性や必要性を増してきていることが考えられる。

発達障害児の支援を考える上で、最も重要な援助者としての母親に関しては、同年代の子どもを持つ母親より、抑うつや育児ストレスが高いこと、日々の子育てを通じて、ストレスを感じ、劣等感や抑うつ度が高まる可能性が示唆されていた。しかし、保護者の父母等からの育児に関する協力が、育児ストレスの軽減に有効な場合があり、さらに保護者の就労については、保護者の父母の協力を強く依存しているという報告があり、祖父母等の家族の協力が重要であると考えられる。

申告すべきCOI状態はない

引用文献

- Barry Trute, Catherine Worthington, Diane Hiebert-Murphy (2008) : Grandmother Support for Parents of Children With Disabilities: Gender Differences in Parenting Stress: Families, System & Health, 26 (2), 135-146.
- 郷間英世, 圓尾奈津美, 宮路知美, 他 (2008) : 幼稚園・保育園における「気になる子」に対する保育上の困難さについての調査研究, 京都教育大学紀要, 113, 81-89.
- 久野典子, 山口桂子, 森田チエ子 (2006) : 在宅で重症心身障害児を養育する母親の育児負担感とそれに影響を与える要因, 日本看護研究学会雑誌, 29 (5), 59-69.
- 平澤紀子, 藤原義博, 山根正夫 (2005) : 保育所・園における「気になる・困っている行動」を示す子どもに関する調査研究－障害群からみた該当児の実態保育者の対応および受けている支援から－, 発達障害研究, 26, 256-267.
- 小枝達也, 下泉秀夫, 林隆, 他 (2007) : 軽度発達障害児に対する気づきと支援マニュアル 厚生労働省, <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken07/>, 2017年6月23日.
- 公益財団法人日本知的障害者福祉協会 (2016) : 平成26年度全国児童発達支援センター実態調査報告, <http://www.aigo.or.jp/choken/pdf/26jihatu1chosa.pdf>, 2017年7月7日.
- 厚生労働省 (2005) : 発達障害者支援法について, <http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/04/tp0412-1e.html>, 2015年12月18日.
- 厚生労働省 (2015a) : 障害児支援について, http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-126010000-Seikatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000096740.pdf, 2017年6月12日.
- 厚生労働省 (2015b) : 現状・課題と検討の方向性 (1) 障害児支援について (2) その他の障害福祉サービスの在り方等について, http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukastukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/000010358.pdf, 2017年6月12日.
- 厚生労働省 (2016) : 保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書, <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Syakaiengokuyokushougai-hokenfukushibu/0000166361.pdf>, 2017年7月31日.
- Margetts JK ;Le Counteur A;Croom S (2006) : Families in a state of flux: the experience of grandparents in autism spectrum disorder; Care, Health & Development, 32 (5), 565-574.
- 前田和子, 譜久山民子, 宮城雅也, 他 (2010) : 保育士による発達障害児の早期発見と早期支援の課題－沖縄南部3市における質問紙調査－, 沖縄県立看護大学紀要, 11, 31-38.
- 松山郁夫 (2006) : 軽度発達障害幼児期の不適応行動に対する保育士の認識, 佐賀大学文化教育学部研究論集, 11 (1), 123-131.
- 丸山啓史 (2013) : 障害児の母親の就労と祖父母による援助, 京都教育大学紀要, 122, 87-100.
- 峯川章子 (2017) : 大阪市内における児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業所における発達障がい者支援状況に関する調査, 小児保健研究, 76, 135.
- 宮崎雅則 (2009) : 乳幼児健診の歴史と法的根拠, 小児保健シリーズ, 64, 1-6.
- 文部科学省 (2003a) : 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」調査結果, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/054/shiryo/attach/1361231.htm, 2017年7月21日.
- 文部科学省 (2003b) : 今後の特別支援教育の在り方について (最終報告) のポイント, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/054/shiryo/attach/1361207.htm, 2017年7月21日.
- 永田雅子, 佐野さやか (2013) : 自閉症スペクトラム

- 障害が疑われる2歳児の母親の精神的健康と育児ストレスの検討, 小児の精神と神経, 53 (3), 203-209.
- 内閣府 (2013): 障害者白書 (平成25年版), 東京, 42-55.
- 内閣府 (2014): 平成26年版子ども・若者白書, 東京, 13-15.
- 日本臨床心理士会 (2014): 乳幼児健診における発達障害に関する市町村調査 報告書,
<http://www.jscop.jp/suggestion/sug/pdf/kenshinhoukokul40702.pdf>, 2017年6月22日.
- 中山忠政 (2006): 発達障害者支援法の制定-制定の経緯と今後の課題-, 小児保健研究, 65 (1), 67-72.
- 夏堀 撰 (2001): 就学前期における自閉症児の母親の障害受容過程, 特殊教育研究, 39 (3), 11-22.
- 総務省 (2017): 発達障害者支援に関する行政評価・監視結果報告書,
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/110614.html, 2017年6月16日.
- 杉山登志郎 (2007) 「発達障害の子どもたち」, 講談社, 東京, 26-50.
- 滝村雅人 (2006): 発達障害者支援法の研究, 名古屋市立大学大学院人間文化研究科人間文化研究, 5, 67-82.
- 山田陽子 (2010): 療育機関に通う自閉症スペクトラム児をもつ母親の育児ストレスに関する研究, 川崎医療福祉学会誌, 20 (1), 165-178.